

# 時 報

第20卷第4號 昭和15年4月

## 鐵道省關門聯絡線工事施行會議

昭和11年9月着工以來、我國未曾有の大事變に際會せるも着々工を進めつゝある關門聯絡線工事の海底隧道は、昨年4月試掘隧道の貫通を見てより、斷層破碎帶と軟弱地質に難工を續けつゝも、萬全を期して本隧道の完成に努力してゐる。

鐵道省下關工事々務所主催の關門聯絡線工事施行會議は、一昨年より毎年一回開催され、第3回會議を去る3月6,7の兩日に互り別府市龜川に於て開催された。建設局線路課長、各工事々務所長、各鐵道局工務部長始め、特に東大よりは吉田、山崎兩博士、官房研究所沼田科長等斯界の權威者五十餘名參集し、本會議の前日、5日午前10時下關工事々務所に於て、大川計畫課長より工事内容の總括説明あり、終つて一同モーターボートに乗艇、彦島に上陸、堀越工事現場を視察し、正午弟子待出張所に到り、本堅坑を降り隧道を通つて對岸小森江試掘堅坑に出て、同所にて晝食を認め、午後はシールド工法並に潛函工法の現場を視察し、午後4時過ぎ別府に向つた。

6,7兩日の本會議は釘宮所長の挨拶に始まり、大要次の如き順序により議事が進められ盛會裡に終始した。

### 議事次第

#### 弟子待側工事

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. 取付隧道     | 2. 海底隧道     |
| 3. 斷層破碎帶間施工 | 4. フリージング工法 |

#### 小森江側工事

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. シールド工法 | 2. 水抜隧道 |
| 3. 潛函工法   | 4. 閉鑿工法 |

#### 第二期工事計畫

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 1. 斷層破碎帶の施工法 | 2. シールドの設計       |
| 3. セグメント     | 4. 鐵筋コンクリートセグメント |

(齋藤秀雄)

## 滿洲土木研究會第5回土木講習會開催

滿洲土木研究會は本部を新京に置き、滿洲に於ける土木事業に携る者、其他土木事業に對し學識經驗ある人々を以て會員とし、康徳六年一月會則を設け、雜誌

建設の發行、講演會、講習會、見學等をするのであつて、現在は坂田技監を會長とし、會員は約1600名に達せんとする由である。

第5回土木講習會は康徳7年1月24日より28日まで、新京市協和會館内に於て開催せられ、大盛況を呈した。

折から新京は零下20度の極寒であつたに拘らず、會員は各方面から集まり熱心に聴講した。

まづ出席會員は約400名で、遠くは國境方面より、或は蒙疆より、各方面の選拔せられた會員を以て滿され、又内には滿人も加つてをつた。因に滿洲國の役人のみでなく、一部には滿拓會社、東邊道會社、土建協會、日本鋪道、淺野セメント等の社員も見受け官民合同の様であつた。

講習會は1月24日午後9時40分滿洲晴れの天候に恵まれ、一千名を収め得ると言ふ極めて壯嚴なるこの協會會館の大會場に、まづ坂田會長の開會の挨拶に講習會は開かれたのである。

次で大臣、市長等の祝辭あり、11時より堰堤の設計法(山本將雄)の講演ありて中食となり午後は河川の流量(照井隆三郎)並に映畫を終りて18時に散會した。

25日は國土計畫(炭川滿雄)哈大道路(寺師虎之助)午後航空寫真(片岡健次郎)南滿運河(米田正文)防空計畫(佐藤九郎)廿九日はコンクリート(中村藩市)水底隧道(加藤伴平)午後紹東江(福光昇)鐵筋コンクリート橋梁(瀬戶政章)北支の土木(立神弘洋、小澤久太郎)又二十七日は河水統制(水谷 鏞)河西橋(横道英雄)午後道路鋪裝(中島時雄)飛行場(羽中田參次)以上を終りて講習會を閉じ坂田會長の開會の辭あり、次で終了證書を授與せられ、又中食時には玄關先きにて記念撮影を終つた。18時から國都飯店にて全員の大懇親會を開催し、坂田會長の挨拶に初まり、米田幹事の説明各講師の挨拶其他各地より集まりし會員より代表的な偉大なる藝術まで、つぎつぎに發露せられた。

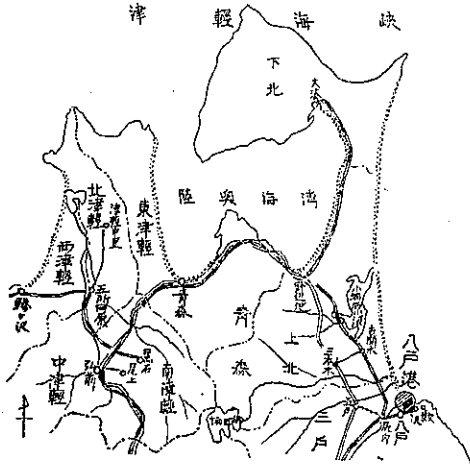
28日は300名打揃つて自動車で松花江の國營水力電氣工事の視察に出發した、現場は零下36度の寒さであるが、會員が熱心に説明を聴き、現地を視察した事は、身を挺して技術に精進しつゝあるところの滿洲

國の技術者諸君にして初めて觀取し得る熱烈たる情景であつた。  
(水谷 鏘)

### 八戸港修築計畫概要

港灣協會に於ては今回八戸港修築に關し、次の如き成案を得た。以下簡単に之れを紹介する。

圖-1. 八戸港附近圖



#### 1. 港の現況

去る昭和7年本港修築に關する計畫を樹立した、當時の方針としては、

(イ) 現在の漁港埋立地と燕島との間には將來漁港設備の擴張に充てる。

(ロ) 商港は之を漁港に隣接し其の西方に設定す。

(ハ) 北防波堤を延長し港内遮蔽水面積を擴大す。

(ニ) 本港は商港、漁港の外に避難港たるべき目的を有するを以て港内泊地の面積は成るべく之を廣くする。

(ホ) 埋立地と船入場防波堤との間の水面は漁船其他小型船の専用充つ。

(ヘ) 貨物の豫想額を90萬噸とし、差當り約40萬噸を取扱ふに適せしめる。

(ト) 舊八戸港たる新井田川及河口は小型船の出入に便なる様改修し、その利用を増進す。

然るに本港の港勢は修築計畫當時以來顯著なる進展を遂げ昭和13年に於ける入港船舶は96,000隻、222萬噸を算し、貿易額は輸出42,700噸、輸入54,100噸合計96,800噸にて7年間に約20割の増加を示した。

#### 2. 新計畫の方針

(イ) 本港現在の防波堤延長は僅に528mにして、其の被覆面積は近時入港の船舶の激増に對し充分なりとは云ふを得ず、従つて防波堤の延長は目下の急務となる。

(ロ) 港口の位置は荷役場が港内に浸入する波浪より受くる脅威を成るべく少からしむる場所に選定するの要あり、港口の水深は大體干潮面下10mとする。

(ハ) 漁港の擴張地區には現在の地區は狭小なるを以つて、新に適當なる場所を選定し漁港施設を増設する必要ありと思考す。その候補地は現在の馬淵川河口右岸附近の海面を適當とす。

(ニ) 商港の擴張地域は現在其の一部工事中にかゝる第一突堤以西、漁港増設地に至る間を以て之に充當す、其の距離約1300mにして第一突堤の他に4基の繫船突堤を築造し得。

(ホ) 馬淵川下流部を改修し、一大船渠たらしむる目的を以て可及的にその幅員を廣くし、水深を大とし、3~4,000噸級中型汽船の航行並に接岸を自由ならしむ。

(ヘ) 本擴張計畫は總べて昭和7年に立案せる前記の修築計畫の方針を踏襲せるものにして、之れが全部の完成には相當の長年月と相當巨額の工費を要す。従つて本計畫の實施は之を數期に分ちて施行するものとす。

#### 3. 工期及工費概算

##### (イ) 商港

商港第一期擴張工事期間は6ヶ年とし工費概算を580萬圓とする。その内澤は次の如し。

工種	數量	單價	金額	備考
防波堤費	1200	2400	2800000	
岸壁費	720	1000	720000	
物揚場費	150	400	60000	
假護岸費	750	200	150000	
假防砂堤費	400	300	120000	
浚渫埋立費	1120000	0.40	448000	
浚渫費	1080000	0.40	432000	
陸上設備費			180000	
機械費			250000	
雜費			200000	
事務費			350000	
計			5800000	

##### (ロ) 漁港の部

漁港擴張工事の工事期間は6ヶ年間とし、工費概算

を 310 萬圓とす。

工 種	數量	單價	金額
		円	円
波除堤費	920	750	690 000
物揚場費	1240	400	496 000
護岸及假護岸費	1160	185	214 600
埋立費	2 330 000	0.40	932 000
陸上設備費			200 000
機械費			200 000
雜 費			167 400
事務費			200 000
計			3 100 000

(編輯部)

### 土地區劃整理 事務 技術 研究會

去る 2 月 22 より 24 日の 3 日間に互り區劃整理協會全國聯合會主催のもとに第 4 回區劃整理研究會が開催された。会場は内務省會議室にして、全國より集まれる都市計畫關係會員約 80 名並に内務省、大藏省、司法省等の各關係官臨席のもとに行はれた。

日程 第 1 日 (22 日) 研究、討議

第 2 日 (23 日) 研究、討議

講演 静岡市の復興計畫

内務技師 町田 保氏

四日市臨海都市建設事業に就て

三重縣都市計畫課長 兼岩傳一氏

第 3 日 (24 日) 川崎方面視察

次に今回の議題となつた研究事項を示せば次の如し

(1) 土地區劃整理組合設立認可申請内に於ては監督官廳の許可なくして猥に土地の形質を變更し又は工作物の新設等を爲すこと能はざる様規程の改正を望む。

(岡山協會)

(2) 耕地整理法第 11 條第 2 項中「前項廢止したるものに代るべきもの」を削除し、次の如く改正せられん事を望む。

(名古屋協會)

耕地整理の施行に依り開設したる道路の堤塘、溝渠、溜地等は無償にて之を國有地に編入す

(3) 都市計畫法第 15 條の 2 を次の如く改正せられんことを望む。

(同上)

土地區劃整理に於ては耕地整理法第 43 條の規定に拘らず、墳墓地、寺院境内地及建物ある宅地を土地區劃整理施行地區に編入することを得。

(4) 耕地整理法第 27 條に依る損害補償金に於ては通

常裁判所に出訴を認めざる法の趣旨なりと思惟するも事實は之を通常裁判所に於て受理し、爲に整理事業の進捗を妨げ施行者は過大の損害を蒙れる實例あり、依つて内務省は司法省と協議し、適當なる措置を講ぜられんことを切望す。尙他都市に於て之等の實例あらば承りたし。

(同上)

(5) 昭和 12 年 4 月 10 日内務省發都第 5 號通牒の耕地整理法第 11 條第 1 項の土地の取扱に於ては稅務當局は該通牒に不拘公共用財産として、編入認許せられたる土地をも准種財産として引繼を要求せる例屢々あり。内務省は大藏省と協議の上如斯ことなき様大藏省より稅務當局に其の趣旨の徹底方配慮せられたし。

(同上)

(6) 土地區劃整理事業に對して補助金交付の途閉かれ度し。

(秋田縣)

(7) 土地區劃整理の設計の認可は之を地方長官に委任せられたし。

(同上)

(8) 土地區劃整理法の制定を望む。

(同上)

(9) 都市計畫區域内に於ける一團地の宅地造成事業の統制規定を設けられ度。

(福岡縣)

(10) 土地區劃整理施行地區内に於て既存建物の移轉時に限り、敷地内に存すべき空地制限に關し事業の性質上適切なる規定の改正を要望す。

(同上)

(秋月弘一)

### 都市計畫關係決定事項 (2 月分)

市制：市制第 3 條及町村制第 3 條に依り、昭和 年 2 月 11 日より鹿兒島縣薩摩郡川内町を廢し、其の區域を以て川内市を置く。同じく同日より兵庫縣津名郡洲本町を廢し、洲本市を置く。同じく同日より同縣飾磨郡飾磨町を廢し、飾磨市を置く。

1. 市街地建築物法適用：新潟縣南蒲原郡見付町の一部 (法施行規則第 149 條の 2 の規定に依り)。

2. 都市計畫法適用：富山縣上新川郡大澤野町、同縣中新川郡滑川町、同郡上市町、同縣下新川郡入善町、同郡泊町、同縣婦負郡八尾町、同縣射水郡小杉町、同縣東礪波郡城端町、同郡井波町、同郡福野町、同郡出町、同縣西礪波郡石動町、同郡福光町、同郡戸出町 (何れも都市計畫法第 1 條の規定に依り指定す)。

3. 都市計畫區域決定：富山縣大澤野、同縣入善、同縣泊、同縣小杉、同縣城端、同縣井波、同縣出、同縣戸出各都市計畫區域 (夫々法第 2 條第 1 項の規定

に依り、其の町の區域を以て都市計畫區域と決定)。

4. 都市計畫の決定: 街路 廣島縣府中都市計畫街路 (II, 3, 1 號, 外 14 路線, 總延長 20.576 km, 工費概算 2 107 071 圓)。

區劃整理 富山縣東岩瀬工業都市計畫土地區劃整理 (383 ha), 福岡縣小倉都市計畫三萩野土地區劃整理 (85.62 ha), 熊本縣荒生都市計畫荒生町土地區劃整理 (37.47 ha)。

風致地區及公園 靜岡都市計畫公園 (第 1 號公園 0.85 ha, 第 2 號公園 0.44 ha, 第 3 號公園 0.49 ha, 第 4 號公園 1.22 ha), 大阪府大津都市計畫風致地區並に公園 (助松風致地區 53.28 ha), 穴師風致地區 9.0 ha, 大津川風致地區 30.0 ha, 宇多風致地區 1.5 ha, 宇多公園 3.78 ha, 下條公園 0.54 ha, 助松公園 6.44 ha, 新池公園 0.77 ha, 畦田公園 1.38 ha, 穴師公園 3.42 ha, 關田公園 1.14 ha, 門司都市計畫公園 (大里公園 14.99 ha) 小倉都市計畫公園 (三萩野公園 18.18 ha) 戶畑都市計畫公園 (金比羅公園 51.10 ha) 若松都市計畫公園 (高塔山公園 14.90 ha) 八幡都市計畫公園 (記念公園 9.68 ha, 城山公園 2.49 ha, 皇后ヶ崎 3.94 ha)。

防火用水利施設 靜岡都市計畫防火用水利施設 (貯水槽 10 箇所設置, 容量 1 箇所 100 m<sup>3</sup>)。

5. 都市計畫事業の決定: 街路 富山縣魚津都市計畫街路事業 (II, 2, 1 號線, 延長 0.3 km, 事業費

20 315 圓昭和 14, 15 年度町長執行), 戶畑都市計畫街路事業 (II, 1, 1 號線事業費 379 000 圓, 昭和 14~16 年度知事執行), 小倉都市計畫街路々面改良事業 (I, 3, 1 號線, 延長 1.5389 km, 事業費 80 000 圓, 昭和 14 年度市長執行), 福岡都市計畫街路事業 (I, 3, 7 號線 I, 3, 10 號線及 I, 3, 15 號線, 總延長 1.3517 km, 事業費 2 050 000 圓, 昭和 14~17 年度市長執行), 熊本都市計畫街路事業 (I, 3, 9 號線, 延長 185 間, 事業費 314 000 圓昭和 14~15 年度市長執行)。運河 富山都市計畫運河事業 (1 等 2 號, 延長 2.053 km, 幅員 60 m, 事業費 1 663 500 圓 1 等 3 號, 延長 0.45 km, 幅員 60 m, 事業費 388 500 圓 (何れも昭和 14~16 年度知事執行))。公園及墓地 門司都市計畫公園事業 (大里公園, 6.61 ha, 昭和 14~16 年度執行), 小倉都市計畫公園事業 (三萩野公園, 18.18 ha, 昭和 14, 15 年度執行), 戶畑都市計畫公園事業 (金比羅公園 6.61 ha, 昭和 14, 15 年度執行), 若松都市計畫公園事業 (高塔山公園 9.92 ha, 昭和 14, 15 年度執行), 八幡都市計畫公園事業 (記念公園 8.95 ha, 皇后ヶ崎公園 3.94 ha, 何れも昭和 14~18 年度執行), 吳都市計畫墓地事業 (吳市金立公園墓地 5.38 ha, 昭和 14, 15 年度執行)。

6. 土地區劃整理組合の認可: 福岡縣八屋都市計畫區域内八屋町足切土地區劃整理組合 (整理面積 23.93 ha, 整理費 33 000 圓)。(廣瀬可一)

都市計畫關係決定事項府縣別一覽表

表-1.

府縣名	新設市		新設町		新設村		計畫決定都市名	奉議決定都市名	區劃整理施行前町名	組數
	市	町	町	町	村	村				
北海道	7	1	7	9	7	8	札幌(街路改、凡、北) 函館(街上下公地防火、凡) 小樽(街路改、地) 旭川(街南改)	札幌、小樽(街路改) 旭川(街南改) 釧路(街上下公)	札幌、小樽、旭川 釧路、余市町 留萌町	17
青森	3	4	3	1	3	6	青森(街路改、地、墓) 八戸、弘前(街、北) 三本木、大森町、五所川原町、大畑町(街)	青森(街路改、墓)	青森、八戸、弘前、大畑村	6
岩手	2	1	2	4	2	2	盛岡(街)	盛岡(街)		
宮城	2	8	2	12	2	12	仙台(街、地、凡) 石巻、女川町(街) 志津川町(区) 白石町(凡)	仙台(街)、志津川町(区)	仙台、志津町、渡邊町 女川町、船岡町	5
秋田	1	3	1	8	1	8	秋田(街、下、能、三) 大館町(墓) 大湯町(街)	秋田(区、墓) 大館町(墓)	秋田、大館町	2
山形	4	1	4	4	4	3	山形(街、地、凡) 米沢、酒田、鶴岡(街、地)	山形(街)	山形、酒田、米沢、古沢町	7
福島	4	1	4	4	4	4	福島、郡山、若松(街、地、凡) 手、須賀川町(街)	福島、須賀川町(街)		
茨城	2	3	2	3	2	3	水戸(街、凡、地)、日立 古河町(街) 上埴町(凡)	水戸、日立	水戸、日立	3
栃木	3	4	3	11	3	11	中野宮、栃木(街、凡、地)、足利(街、凡、地、墓、凡) 鹿沼町、野野町、藤原町(街)	足利(街、墓、街、街) 宇都宮	足利、宇都宮、芳生町	6
群馬	3	1	3	9	3	9	前橋、高崎(街、凡、地)、桐生(街、区) 大田町(街、公)	桐生(街) 大田町(公)	高崎、前橋	7
埼玉	3	1	4	5	4	5	浦和、川越、蕨、各、飯沼、秩父町(街) 大宮町 桶川町(街、凡) 川口(街、下)	浦和、川越(街、川口(街、下))	蕨、各、川口、飯沼	3
千葉	5	2	5	13	5	12	千葉(街、下、理、区) 船子、那珂(街、凡、地) 松戸町、野田町、木更津町(街) 市川(凡、地)	千葉(街、下、理) 船子、松戸町、野田町(街)	千葉、船子、市川、松戸町	16
東京	2	1	2	6	2	6	練馬(街、理、上下、区、高、防、火、地、防、火、地、防、火、地) 八王子(街、凡、地)	練馬(街、理、上下、区、高、防、火、地) 八王子(街)	東京、八王子	116
神奈川	5	12	5	14	5	14	横浜(街、区、公、防、火、地、火、車、防、火、地) 川崎(街、理、区、公、防、火、地) 平塚(街、公、地) 横須賀(街、凡、地、防、火、地) 三浦町(街) 藤沢町、大磯町(公、地) 鎌倉(街、凡) 上溝町、相模村、大野村、大沢村(凡) 生田町、小田町(凡)	横浜(街、公) 川崎(街、理、公)	横浜、川崎、横須賀 鎌倉、藤沢町、大磯町 三浦町、小田町	28
新潟	4	6	4	17	4	16	新潟(街、路、改、地) 長岡(街、凡、地) 富田(街、理、水、区、公、凡、地、防、火、改) 高岡(街、区、凡、地) 氷見町(区)	新潟(街、路、改) 富田(街、理、水、区、公、凡、地、防、火、改) 高岡(街、区) 氷見町(区)	新潟、長岡、三条、新津町 富田町、日野町、北越町、高岡町	78
富山	2	3	2	3	2	3	富田(街、理、水、区、公、凡、地、防、火、改) 高岡(街、区、凡、地) 氷見町(区)	富田(街、理、水、区、公、凡、地、防、火、改) 高岡(街、区) 氷見町(区)	高岡、生田町	3
石川	2	8	2	10	2	10	金沢(街、区、凡、地) 山中町(凡) 七尾、輪島、山代町(街)	金沢(街)	金沢、小松町、大聖寺町 山中町、山代町	12
福井	2	3	2	5	2	5	福井(街、地) 敦賀、武生町、大野町(街)	福井(街)	福井	7
山梨	1	2	1	8	1	7	甲府、谷村町、市川大門町(街)		甲府	3
長野	5	0	5	10	5	10	長野(街、公、凡、地)、松本(街、地) 上田(街) 信濃町、千代田(街)	長野、松本(街)	長野、上田、岡谷 信濃町、上田町、松本、大田、土岐町、佐久、大田、身延町、笠原町、身延町	10
岐阜	2	4	3	9	3	9	岐阜(街、下、公、凡、地) 大垣(街、理、地) 多治見町(街)	岐阜(街、下、公) 大垣(街、理)	大垣、多治見町	38
静岡	5	13	5	27	5	26	静岡(街、区、凡、地、理、動) 浜松(街、公、凡、地) 清水(街、公、凡、地) 沼津(街、理、地、火、防、改) 熱海(街、凡) 三島町(街、地) 大宮町(街、公、整、凡) 新居町(街、公、凡) 中島町、笠原町(街) 鳥取町(凡) 刈谷町(公)	静岡(街、理、動) 清水(街、公) 浜松(街)	静岡、浜松、小笠原町、三島町、伊東町、豊田町	23
愛知	6	4	6	11	6	15	名古屋(街、理、区、公、凡、地、防、火、地) 豊橋(街、下、区、公、凡、地) 岡崎、一宮(街、地) 瑞穂町(街) 津島町(街、公、凡) 碧南市(区) 刈谷町(公)	名古屋(街、理、区、公) 豊橋(街、下、区、公) 岡崎、一宮、瀬戸(街)	名古屋、豊橋、岡崎 瑞穂、刈谷町	82
三重	5	3	5	18	5	17	津(街、区、凡、地) 四日市(街、路、改、区、地) 松阪(街) 宇治山田(街、公、凡、高、地、美、觀、地) 本宮町、尾鷲町(街、区) 朝日町、御船町、前日町(区)	津(街) 四日市(街、路、改) 大木町(街、区) 阿日町(街、区)	四日市、津、宇治山田、小浜町	5
滋賀	2	-	2	2	2	1	大津(街、凡) 彦根、長浜町(凡)	大津(街)	大津、長浜町	2
京下都	4	2	4	4	4	3	京都(街、下、区、公、凡、地、防、火、改) 京橋(街) 宇治山田(街、公、凡、高、地、美、觀、地) 本宮町、尾鷲町(街、区) 朝日町、御船町、前日町(区)	京都(街、下、区、公、凡、地、防、火、改) 大改(街、理、区、公、整) 大改(街、理、区、公、整)	京都、大津、舞鶴、舞鶴、大改町	38
大阪	6	9	6	19	6	19	堺(街、理、区、凡、地、防、火、改) 吹田(街、公、凡、地、防、火、地) 池田(街) 布施(街、公、凡、地) 高槻(街、公、凡、地、美、觀、地) 高槻町(街) 大津町(街) 加美村(街、公、地)	大改(街、理、区、公、整) 大改(街、理、区、公、整) 堺(街、理、区、公、整) 吹田、高槻町(街) 池田、高槻町(街) 大津町(街、理、区) 加美村(街、公、地)	池田、高槻町、吹田町、八尾町、小田町	106

表-2.

府縣名	市		町		村		計畫決定都市名	準業決定都市名	已劃整理施行都市名	總數
	市	町	町	村	市	町				
兵庫	5	6	5	8	5	8	神戶(街、防洲、風地、防火地)尾崎(街、通已地) 西宮(街、防洲、風地)姫路(街、河下、地) 原村(街、區)伊丹町(街)洲本町(街)	神戶(街、防洲)尾崎(街、通已) 西宮(街、防洲、下) 姫路(街、河下)三木(街、區) 伊丹町(街)	神戶、西宮、明石 姫路、尾崎、洲本町	69
奈良	1	2	1	8	1	8	奈良(街、防洲、風地)丹波町(街)取寄町(街、區) 下市町(區)御山町、生駒町(風)	奈良(街、防洲)丹波町(街) 取寄町(街、區)下市町(區)	奈良、丹波町、今井町 御山町、取寄町、大和町	10
和歌山	3	3	3	5	3	4	和歌山(街、區) 瀬下庄(區、街)	和歌山(街、區)	和歌山	3
鳥取	2	2	2	4	2	2	鳥取(街、區) 木子(街)	鳥取(街、區)	鳥取、出雲町、小倉町 境町	5
島根	1	8	1	10	1	10	松江(街)	松江(街)	松江	4
岡山	3	11	3	14	3	14	岡山、赤山(街、地)倉敷(街、區)	岡山(街) 倉敷(街、區)	岡山、赤山、可勢町、 赤松町、味野町、日比町	23
広島	5	7	5	14	5	11	尾道(街、區、地、港、運物)尾(街、地) 福山(街、地、風) 東通(街、地、港、橋) 竹原町(街、公、墓) 府中町(街) 鞆島町 鞆町(風)	広島(街、地、運物) 尾道(街、地) 福山町(街、公、墓) 府中町(街)	尾道、三原、竹原町 十日市町	25
山口	6	9	7	8	7	7	小戸(街、地) 下関(街、地) 徳山(街、區) 厚狭(街、風、地) 防府(街、區) 柳井町 小野田町 周布町 宇賀町(街)	下関、山口(街、津、即(街))	下関、徳山、防府、 厚狭、防府町	8
徳島	1	2	1	4	1	4	徳島(街、地) 板倉町、小松島町(街)	徳島(街)	小松島町	1
香川	2	7	2	18	2	18	高松(街、風、地) 丸亀(街、地) 観音寺町(街) 坂出町、香西町、多度津町、尾野町、多度津町(風)	高松、丸亀(街)	高松、丸亀、島本町	7
愛媛	5	1	5	3	5	3	松山、今治、新居浜(街)			
高知	1	0	1	2	1	2	高知(街、地)		高知	1
福岡	10	7	10	9	10	8	福岡、小倉、戸畑、八幡、門司、若松(街、風、地) 久留米(街、區、風、地) 大牟田(街、風、地)	福岡、八幡、小倉町、大牟田町	福岡、大牟田、小倉、戸畑、 門司、久留米、若松、 八幡、久留米、直方	55
佐賀	2	5	2	5	2	5	佐賀(街、區、地) 唐津(街、下、水)	佐賀(街、區) 唐津(街)	唐津町	1
長崎	2	14	2	15	2	15	長崎(街、風、地) 佐世保(街、區、風、地) 諫早町(街、區) 大村町(街、公、風) 小浜町、島原町(街、風) 千石町、加津佐町、尖土村(風)	長崎、佐世保(街)	長崎、佐世保	4
熊本	1	5	1	7	1	7	熊本(街、風、地) 水俣町(街、地) 八代町(區)	熊本(街) 八代町(區)	熊本	4
大分	3	3	3	5	3	5	大分、別府(街、風、地) 中津、津久井町、豊後町 佐伯町(街)	大分、別府(街)	大分、津久井、津久井町、 佐伯町、佐伯町	7
宮崎	3	8	3	19	3	19	宮崎(街、風、地) 延岡、都農(街、風) 宮崎町、 油津町、小林町(街) 高崎町、高橋町(風、公) 高嶺町(風)	宮崎、延岡、都農(街) 高崎町、小林町(街)	宮崎、延岡、都農、高崎町、 高橋町、油津町、 高崎町、小林町、宮崎町、 高嶺町	13
鹿児島	1	9	1	20	1	19	鹿児島(街、公、地) 指宿町、川内町、阿久根町(街)	鹿児島、川内町、指宿町(街)	鹿児島、指宿町、川内町、阿久根町、 指宿町、阿久根町、 名瀬町、阿久根町、 大板町、	19
沖縄	1	1	2	-	1	-	那覇(下)	那覇(下)		
計	151	192	154	285	154	265	309 都市	102 都市	186 都市	857

備考 { 以上○内 街…街道、河…河川、運…運河、下…下水道、上…上水道、飛…飛行場、  
 已…都市計畫、已…劃整理、防洲…防洲堤、公…公園、市…市場、墓…墓地、  
 火…火葬場、風…風致地、防火…防火地、防空…防空施設(防空壕)、地…地域、  
 美觀…美觀地、塵芥…塵芥焚却場、意…意向